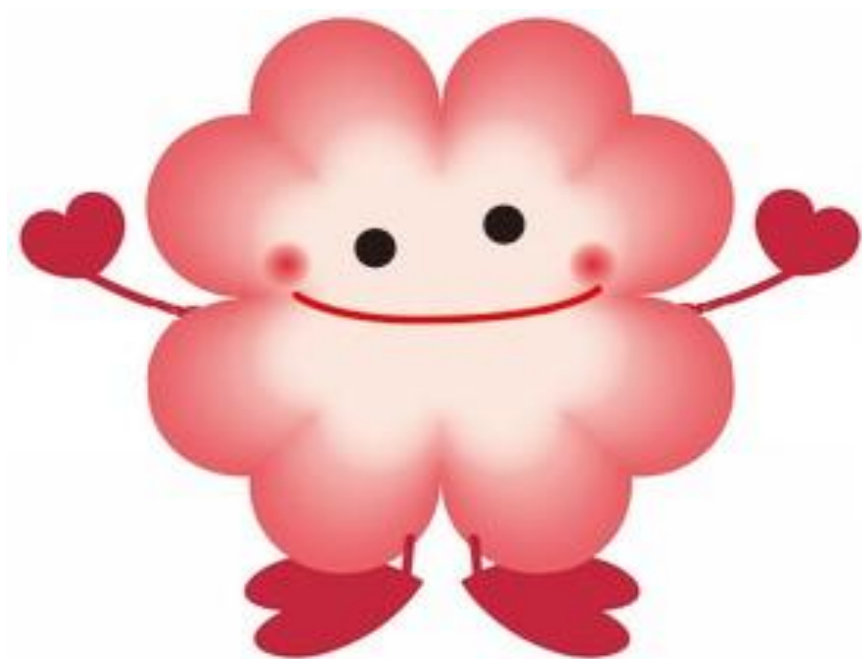


令和8年度 歳末援護金 申請ガイド



朝霞市社協マスコット

アーシャ♥るくるん

目 次

- 令和8年度歳末援護金交付事業実施要領 p.1
- 申請から報告までの流れ..... p.4
- Q & A p.5
- 歳末援護金交付要綱 p.6
- 提出前の最終チェックリスト 裏表紙

別添 提出書類一式

令和8年度歳末援護金交付事業実施要領

1. 趣旨

歳末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする人たちが年末年始の時期に地域で安心して暮らすことができるよう、住民が主体となって行う活動に対して、本会の予算の範囲内で助成金を交付します。

2. 対象となる活動

福祉活動を実践している団体が行う地域福祉の推進を目的とした活動

< 対象となる例 >

■ 地域住民が参加できる活動

◇ ふれあい・いきいきサロンの年末年始の行事

◇ 講演会、講習会等、地域住民の福祉活動参加推進のための交流事業 など

■ 防災に関連する活動

◇ 自治会・町内会が行う防災訓練 など

< 対象とならない例 >

◇ 諸施設等が運営時間内に利用者のみを対象に実施する事業 ※P5「Q&A」参照

◇ 団体のスタッフやボランティアだけの懇親会経費

◇ 領収書で確認できない経費 など

3. 対象となる団体

以下のすべての要件を満たす団体

☐ 主な構成員が朝霞市民 ☐ 主に朝霞市内で活動していること ☐ 原則1年以上の活動実績があること

4. 事業対象期間

令和8年10月1日(木)～令和9年2月28日(日)の期間における実施事業

5. 助成基準額

10,000円(上限金額)

6. 申請期間・交付決定時期

申請期間: 令和8年8月3日(月)～10月31日(土)

※ 日曜日・祝日は郵送受付のみ。当日消印有効

決定時期: 審査後、申請した月の翌月下旬までに交付(不交付)決定通知書を送付

7. 申請書類

- ①歳末援護金配分申請書(様式第1号)
- ②予算書
- ③振込先金融機関の通帳コピー(口座番号・口座名義人・銀行名・支店名が掲載されているページ)
(社協ホームページからダウンロードする場合)



8. 申請方法

提出書類に必要事項を明記の上、原則来所での提出をお願いします。

郵送での提出も可能ですが、書類に不備があった場合は交付が遅れることがあります。

また金額の訂正は訂正印、もしくは申請者のサインが必要となります。

9. 報告期間・報告書類

報告期間: **事業終了後1ヶ月以内**

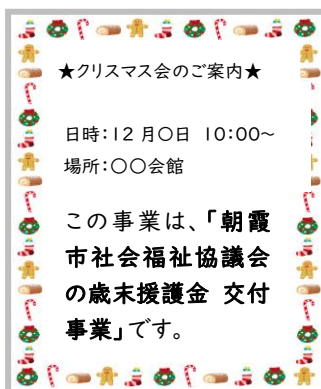
提出書類

- ①歳末援護金事業報告書(様式第3号)
- ②領収書の写し
- ③歳末援護金が交付された事業と分かるもの

(例)「朝霞市社協歳末援護金交付事業」と記載されたチラシや配布物

「朝霞市社協歳末援護金交付事業」と記載された掲示物の写真 など

※①歳末援護金事業報告書は、交付決定時にお送りします。



朝霞市社協
歳末援護金交付事業

10. 助成結果の公表について

この助成金は、地域の皆様からいただいた歳末たすけあい募金を財源としています。

歳末たすけあい募金が身近な地域で使われていること、また、どのように活用されているかを周知するために、助成を受けた団体を社協の広報媒体（広報紙、ホームページ、SNS など）で公表しています。

また、社協の職員が訪問し、事業の様子を写真撮影させていただく場合がありますので、可能な範囲でご協力ください。

11. 留意点

1. 事業を中止、または規模を縮小する場合

申請した事業が事情により中止、または規模を縮小して開催し、支出額より助成金の交付額が上回った場合（余剰金が発生した場合）は、助成金の返還手続きが必要となります。なお中止の場合、準備等で既に支出した費用については返還の必要はありません。

2. 事業の内容を変更する場合

申請した事業内容を変更する場合は事前に社協へご連絡ください。

助成金の交付は申請した事業内容について審査を行い決定しています。事業内容を変更する場合は、再度申請手続きが必要となります。

※事前連絡なく事業を変更して実施した場合、助成金の返還対象となる場合がありますので、ご注意ください。

3. 飲食を提供する場合

飲食を提供する場合（お弁当の配布、お菓子のプレゼントなど）、飲食代合計金額の1/3 は各団体の運営費、または参加費等から支出するようにお願いします。

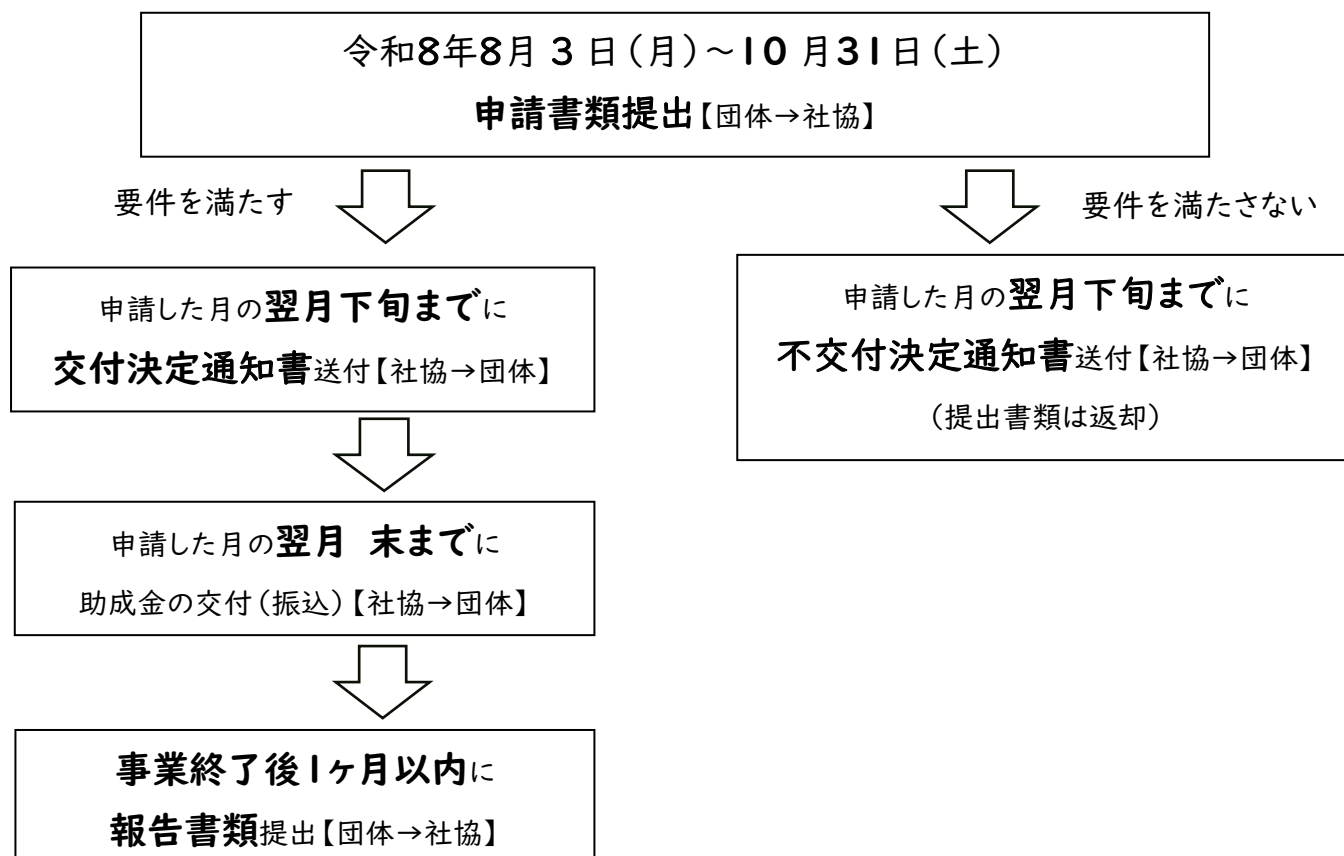
＜例＞

収入		支出	
1. 歳末援護金（社協）	10,000 円	1. 茶菓子代	6,000 円
2. 団体運営費より	1,500 円	2. 会場使用料	2,000 円
3. 参加費	1,500 円	3. 景品代	5,000 円
合計	13,000 円	合計	13,000 円

□ 飲食代合計金額（6,000 円）の 1/3 の金額（2,000 円）は会費（運営費）、参加費等で賄う。

※景品代に飲食物が含まれている場合は、飲食代合計金額に含める。

申請から報告までの流れ



【例】12/15に実施する事業について、10/10に申請書類を提出した場合

- ①11月下旬までに交付決定通知書送付【社協→団体】
- ②11月末までに歳末援護金を交付(振込)【社協→団体】
- ③1/15までに報告書類を提出【団体→社協】

令和8年度 年間スケジュール

令和8年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				申請期間(8/3～10/31)							
						対象となる事業の期間(10/1～2/28)					
								報告期間(事業終了後1ヶ月以内)			

Q&A

1. 助成金交付の対象とならない活動について (参照:p.1)

Q. 「事業所、施設等が運営時間内に利用者のみを対象に実施する事業」が対象外となったのはなぜですか？

A. 公的制度に基づく運営費や報酬体系が確立されている事業所や施設等が、運営時間内に利用者を対象に実施する事業については、実施に必要な財源が一定程度確保されていると判断し、助成対象外としました。

2. 飲食代の一部負担について (参照:p.3)

**Q. 歳末援護金を用いて飲食を提供する場合（お弁当の配布、お菓子のプレゼント、懇談会の軽食等）
飲食代合計金額の1/3は、各団体の運営費または参加費等から支出するのはなぜですか？**

B. 歳末援護金は、みなさまからご協力いただいた『歳末たすけあい募金』を主な財源としています。多様な福祉活動を支援する社協の立場から、募金の使途として歳末援護金を全額飲食代として用いることは適切ではないと判断し、飲食に関わる金額の1/3は各団体にご負担いただくこととしました。

3. 助成金の返還 (参照:p.3)

**Q. 事業を実施した結果、予定より支出額が低くなり、「支出額」が「助成金交付額」を下回りました。
助成金の返還は必要ですか？**

A. 返還が必要となりますので、社協へご連絡をお願いします。

≪例1≫ 【収入】社協助成金（歳末援護金）：10,000円

【支出】講師謝金：8,000円

【返還】2,000円

≪例2≫ 【収入】社協助成金（歳末援護金）：10,000円

【支出】講師謝金：5,000円、茶菓子代（飲食代）：3,000円

【返還】3,000円

※飲食代の1/3は団体からの支出となるので、返還金は3,000円となります。

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 歳末援護金交付要綱

平成26年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、歳末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民が主体となつて行う活動に対し歳末援護金（以下「援護金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象及び援護金額)

第2条 援護金の対象となる活動については、地域福祉の推進を目的とし、福祉活動を実践している団体が行う事業であり、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 主な構成員が朝霞市民であること
- (2) 主に朝霞市内で活動していること
- (3) 原則1年以上の活動実績があること

2 援護金については、毎年度ごと予算の範囲内において交付する。

(援護金の交付申請)

第3条 援護金の交付を受けようとするときは、歳末援護金配分申請書（様式第1号）を本会会長の定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 会長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、援護金の交付を決定し、歳末援護金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 会長は、4条の申請に基づき補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 この要綱に基づいて援護金の交付を受けた福祉団体は、事業終了後1ヶ月以内に事業報告書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(交付の取消)

第7条 この要綱の定めるところにより援護金の交付を受けた団体は、交付を受けた目的及び使途に反して使用してはならない。

2 会長は、前項に違反した場合及び偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた団体があると認めたときは、第6条により交付した額の全部又は、一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

提出前の最終チェックリスト

✓	対象団体
	主な 構成員 が 朝霞市民 ですか？
	主に 朝霞市内 で活動していますか？
	活動実績 が 1年以上 ありますか？
✓	提出書類
	予算書 は添付されていますか？
	通帳のコピー （振込先、口座名義人等がわかる箇所）は、添付されていますか？
✓	提出書類の内容
	申請金額は、 10,000円以内 ですか？
	予算書は、「 収入の合計 」＝「 支出の合計 」になっていますか？
	飲食代合計金額の1/3 は各団体の運営費、または参加費等から支出されていますか？
	「 支出合計 」≥「 交付申請額 」になっていますか？

お問い合わせ・提出先

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 地域福祉推進係

〒351-8560

朝霞市大字浜崎51-1 朝霞市総合福祉センター（はあとぴあ）

TEL:048(486)2485【直通】 FAX:048(486)2418

メール:chiiki@asaka-shakyo.or.jp



公式ホームページ